

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第52号 横手市印鑑条例の一部を改正する条例については、「スマホ用電子証明書についての市民要望や周知の仕方」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び横手市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「子ども・子育て会議で話し合われている内容はこういったものになるか」との質疑に対し、当局より、「例年、年2回開催しており、上半期は事業内容の実績報告を、下半期は保育園の定員や来年度の子育て支援策について審査を行う。また、学童保育施設整備などで補助金を活用し施設の定員変更や事業規模の変更を伴うような場合も会議に諮る必要がある」との答弁がありました。

また、「国の子ども・子育て会議の名称がこども家庭審議会に変わることによる影響」や「保育士不足への対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 財産の取得について(ホイールローダ 11t級 1台)については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案 6 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 54 号 横手市勤労者等福祉施設設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号 財産の取得について（小型ロータリ除雪車 1.3m 級（最大除雪幅 1.5m）1 台）、議案第 62 号 財産の取得について（除雪ドーザ 14 t 級（マルチプラウ付）1 台）、議案第 63 号 財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（SA プラウ付）1 台）及び議案第 64 号 財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（SA・マルチプラウ付）1 台）の 4 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「更新により使用されなくなった機械は所管換をしてほかのところで使用することだが、整備や車検にかかる予算はそれぞれの所管先で捻出しているのか」との質疑に対し、当局より、「元の車両を所管している地域局が使用しない場合は、ほかの地域局に聞き取りを行い、使用する場合は所管換を受けた先で予算措置を行っている」との答弁がありました。

また、「更新の際に、希望する機種や性能について地域局から聞き取りを行っているか」との質疑に対し、当局より、「除雪機械の更新については基本的に同様の機種となるが、性能や仕様については各地域局から聞き取りし、地域の事情等を考慮した除雪機械としている」との答弁がありました。

また、「機械を処分する際のルールや規則はあるのか」との質疑に対し、当局より、「市で不要となった除雪機械については、市内の除排雪作業委託業者を対象に公売を行っている。応札者がなかった場合はインターネット公売を行い、それでも買受者がいない場合には廃棄処分ということになるが、規則として定めておらず、事務の引き継ぎを行い運用している」との答弁がありました。

このほか、「除雪機械も市の資産となるので、厳しい財政状況の中でき

ちんと資産運用していくために、複式簿記の考えをもって進めていくべきではないか」との意見がありました。

議案4件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 財産の取得について（秋田自動車道4車線化対応事業用地）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案9件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第55号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例については、「急速充電設備による事故事例の有無」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 工事請負契約の締結について（旧十文字第二小学校多目的施設化改修工事（建築工事））については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結について（朝倉小学校大規模改修工事（建築本体工事））、議案第58号 工事請負契約の締結について（朝倉小学校大規模改修工事（電気設備工事））及び議案第59号 工事請負契約の締結について（朝倉小学校大規模改修工事（機械設備工事））の3件については、一括議題として審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の大規模改修工事により、この先何年ほどの建物寿命の延びが期待できるのか」との質疑に対し、当局より、「20年ほどの延びを見込んでいる」との答弁がありました。

また、「長期間の改修工事となり、その中で学校生活を送る子どもたちの教育環境が心配されるが、どのような対策を講じるのか」との質疑に対し、当局より、「工事箇所を分けるとともに、騒音等の影響を鑑みて、夏休みなどの時期に集中して工事を行うこととしている。また、空き教室を利用して工事箇所から離れた場所に教室を移すことや、特別教室への安全な移動経路の指導に加え、授業時間にはできるだけ工事の音が出ないようにするなどの条件をつけることや、時間割の組み方も工夫するなどの対策を考えている。子どもたちへの影響が極力出ないように進めていきたい」との答弁がありました。

議案3件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 財産の取得について（高規格救急自動車 1 台）及び議案第 66 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ付軽積載車 6 台）の 2 件については、一括議題として審査いたしました。議案第 65 号については、「応札者が 1 者となった理由」や「入札条件」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 67 号 財産の取得について（図書館用 I C タグ関連機器）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用年数はどのくらいを想定しているのか。また、機器が今後新しくなっていく可能性があるとなれば、購入ではなく、リースという方法もあったと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「利用年数は、約 10 年ほどを想定している。今回は、それなりに長く利用することができ、かつメーカーから直接安く取得できるため、リースではなく購入と判断したものである。更新時には、リースも検討したい」との答弁がありました。

また、「I C タグメーカーはいくつかあるが、契約の相手方を選定した理由は何か」との質疑に対し、当局より、「I C タグの周波数の種類には、大きく UHF 帯と HF 帯がある。今回、購入する UHF 帯は HF 帯よりも電波が飛ぶ範囲が広いこと、また今後、蔵書点検ロボットを導入していくことを考慮し、UHF 帯を取り扱うメーカーの中でも非常に開発が進んでいる業者を選定した」との答弁がありました。

また、「I C タグを導入することにより、図書館の購入業者が限定されるのではないか」との質疑に対し、当局より、「I C タグの導入により、図書館の購入業者が限定されるようなことはなく、今までどおりで変わりはない」との答弁がありました。

このほか、「機器の保守対応」などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号 財産の処分について（前郷地区有地）については、「売却金額の算出に係る不動産鑑定士の選定方法」や「前郷財産区の収

入の今後の活用見込み」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情5第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情については、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。